

北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例

平成25年12月20日  
条例第61号

改正 平成27年3月20日条例第9号 平成30年12月25日条例第59号  
〔第1次改正〕 〔第2次改正〕  
令和元年7月23日条例第4号 令和2年3月31日条例第22号  
〔北海道税条例等の一部を改正する条 〔第3次改正〕  
例第6条による改正〕

北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例をここに公布する。

北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例

地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項の規定による個人の道民税の寄附金税額控除に係る控除対象特定非営利活動法人（同条第12項に規定する控除対象特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）及び当該控除対象特定非営利活動法人に係る北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）第26条の3第1項第4号の期間は、次の表のとおりとする。

控除対象特定非営利活動法人		北海道税条例第26条の3第1項第4号の期間
名称	主たる事務所の所在地	
特定非営利活動法人アルテピアッツァびばい	美唄市	平成31年1月1日から令和5年12月31日まで
特定非営利活動法人函館視覚障害者図書館	函館市	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

一部改正〔平成27年条例9号・30年59号・令和元年4号・2年22号〕

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。  
（北海道税条例の一部改正）
- 北海道税条例の一部を次のように改正する。  
（次のよう略）

附 則（平成27年3月20日条例第9号）

〔北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年12月25日条例第59号）

〔北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の附則〕

- この条例は、平成31年1月1日から施行する。
- この条例による改正前の北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例本則の表の特定非営利活動法人アルテピアッツァびばいの項の規定は、この条例の施行の日前に同項に規定する控除対象特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合については、なおその効力を有する。

附 則（令和元年7月23日条例第4号抄）

〔北海道税条例等の一部を改正する条例の附則〕

（施行期日）

- この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
（1）第1条中北海道税条例第43条の3第1項並びに第43条の3の2第3項の改正規定並びに同条例附則第5条の4の2、第5条の6、第6条第1項、第6条の4、第6条の5、第7条の2の5から第7条の5まで、第8条の2から第8条の2の4まで、第8条の2の7、第9条の4、第9条の4の2第1項、第9条の5第4項、第10条の2第1項及び第2項、第12条の5第3項、第12条の7並びに第14条の改正規定並びに第3条から第6条までの規定 公布の日

(2)～(9) (略)

附 則 (令和2年3月31日条例第22号)

[北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の附則]

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例本則の表の特定非営利活動法人函館視覚障害者図書館の項に規定する控除対象特定非営利活動法人に対して支出された寄附金については、同項の規定は、なおその効力を有する。